

令和7年度第1回高知県困難な問題を抱える女性及びDV被害者支援調整会議
代表者会議 議事概要
令和7年6月2日(月) 15:00~17:00

<事務局からの説明>

1. 困難な問題を抱える女性及びDV被害者への支援計画の進捗状況について(資料1)

■司会

資料の説明について、ご意見やご質問等あればお伺いしたい。全ての事業を資料に盛り込めていないので、参考資料の進捗管理シート等も含めて、令和6年度の取り組み全般についてご意見をいただければと思う。

■構成員

2点質問と1点意見をお伝えしたい。

まず、資料10ページから11ページについて。「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(以下「女性支援新法」)の施行に伴って、従来入所が低調だった女性自立支援施設の利用が、昨年度は9件とのこと。利用が促進されているのは関係者の尽力のおかげだと思う。基本的に3か月間、就労を伴いながら自立に向けて支援を行う機能があるとのことだが、入所が9件で延べ269日ということは、1人3か月もない計算。次の目処がどのように見えた上で退所されているのか。20代の利用が比較的多いとのことだが、女性支援新法では、特に若年女性の支援を拡充していくことが理念にあるので、10代、20代の女性の利用について何か課題があれば教えていただきたい。共同生活が難しいという意見があったが、それ以外にも何かあれば。

次に、思春期相談センターPRINKに関する資料(資料6ページ)について、令和4年度の人工妊娠中絶実施率のデータで、10代が全国ワースト4位ということだが、若年女性の性に関わる環境の中で、望まない妊娠をして中絶に至るケースが非常に多いと思うので、令和5年度以降の数値があれば教えていただきたい。また、この結果を踏まえて県として取り組んでいることが何かあれば教えていただきたい。

そして、資料14ページについて。女性支援新法の核となる部分で、支援調整会議が代表者会議・実務者会議・個別ケース検討会議の3レベルでうまく機能し、県の女性支援体制が構築されているかどうか重要だと思う。代表者会議が支援体制の全体像等の評価を担う会議であるならば、例えば実務者会議の中でどのような事例が検討されているかということや、官民連携での支援の中でどのような課題があり、どういった社会資源が必要なのかということも共有していただきたい。代表者会議の構成員は、現在県内で重要な社会資源を担っており、支援の事例から見る体制の課題や不十分な点を共有することが必要だと思うので、今後の代表者会議の中で議題として取り上げていただきたい。

■司会

まず、自立支援施設の関係について、事務局より回答をお願いしたい。

■事務局

昨年度の自立支援施設の利用について、数字的なところを申し上げますと、平均日数は22.4日、最大日数は84日、最小日数は2日だった。

なぜ利用者が増えたのかを説明すると、体制に大きな変更はないが、職員の意識として、利用者が利用しやすい環境づくりを心がけたことが影響したものと考えている。また、一時保護所では「携帯電話が使えない」、「施設の一部が共同利用となっている」といった閉塞感に耐えられない若者や女性の方々が多いい中で、まず優先すべきは利用者の安全であるが、危険がなくなり、次へ向かうステップが見えてきた段階で、早めに自立支援施設での支援に切り替えたところも影響していると思う。

施設での生活に馴染めず途中で退所してしまう方もいる一方で、最も長くいた方は、「自

分でやりたいことをやり、住みたい場所で暮らす」という意欲を持ち、就職活動に励みながら資金を貯めて退所していった。このように、本人がやる気になっていることを尊重し、その意欲を伸ばす支援が重要だと思う。

■構成員

女性支援新法の中で、一時保護を経由しなくても自立支援施設に直接入所することができるようになったと思うが、この9件の中で一時保護を経由していない事例があれば教えていただきたい。

■事務局

昨年度一時保護を経由しなかった方は1人いる。

入所者の中には、自立支援施設と保護施設の違いを完全に認識していない方もおり、共同生活そのものをつらいと感じるケースが多い。そのため、どちらに入所しても厳しい面はあるが、それでも「自分でなんとかしたい」という思いを持つ方は、入所後も努力を続けている。

■司会

次に、思春期相談センターPRINKについて、事務局より回答をお願いしたい。

■事務局

令和5年度の10代の人工妊娠中絶実施率は、全国3.8、高知3.7で、高知県としては下がっており、順位としてはワースト14位という結果だった。これまでの地道な取り組みが成果として現れていると考えている。高校生への思春期ハンドブックの配布等を引き続き行うとともに、国が進めているプレコンセプションケア（性や妊娠の正しい知識を身につける）の取り組みを今年度から県でも強化し、SNS等も積極的に活用して周知・啓発に取り組んでいきたい。

■構成員

思春期ハンドブックの成果はあるだろうが、義務教育の各段階でリプロダクティブ・ヘルスライツの教育が受けられているかどうか重要だと思うので、教育の中でどこまで対応しているか、課題はないかについて今後も検討していただきたい。

■構成員

資料にある「DVを許さない社会づくり」について申し上げたい。

例えば、昔は「薬物乱用は『ダメ。ゼッタイ。』』というメッセージが有効とされていたが、現在はそれだけでは不十分であり、なぜ薬物に手を出してしまうのかを捉えて教育や啓発につなげていく必要があると思う。DVについても同様で、加害者がなぜそのような行動に至ってしまうのかというところにアプローチ、啓発する意識を持った方が良いのではないかと感じている。

DV加害者となってしまった場合に、教育だけで問題解決するのは困難かと思うものの、それでも「変わりたい」という人へのアプローチや、加害に至る前の段階でどのように教育と連携してやっていくのかという視点も重要だと考える。

「地域共生社会」の中で「誰一人取り残さない」と掲げられているように、DV加害者になってしまう人の中には、様々なストレスをぶつけている人もいると思う。加害者等も受け止められる場所がある社会を作っていかなければならないのではないかと感じている。

■構成員

一時保護所の場合、携帯電話の使用が制限されるのは理解できるが、自立支援施設の場合は、就労に向けた活動を行う上で、携帯電話を所持していないことが支障になるのではない

か。

■事務局

自立支援施設では携帯電話の使用を許可している。通話やインターネットの使用を禁止するという意味ではなく、携帯電話を所持していない方にタブレット端末を貸し出して、昼間の娯楽目的で利用していただくという意味で資料に記載している。

■構成員

先日、約 500 名の高校生に防災に関係した講演を行った際に、思春期相談センターPRINK の話をしたら、高校生の反応が薄く、PRINK を知っている高校生が少ないのだと感じた。以前、帯屋町筋アーケード街に施設があった時は、子どもたちの利用がかなりあったと思うが、現在の施設の場所を知らない子どもたちが多いことを実感して不安を感じた。もっと高校生や中学生に周知してほしい。

■司会

PRINK の利用状況等について事務局より説明をお願いしたい。

■事務局

周知が不足している部分があると認識している。令和 6 年度の相談件数は 424 件と右肩下がり電話相談等の件数が減っている。最近の中高生はスマートフォンを使って LINE 等で相談する傾向があるように思っており、ニーズに乖離がある点を課題として認識している。来年度に向けて、相談しやすい体制の検討や啓発・周知をしっかりとしていきたい。

<事務局からの説明>

2. 男女共同参画社会に関する県民意識調査の結果概要について（資料 2）

■司会

調査結果（資料 5 ページ）から相談機関につながりにくいという課題が明らかとなった。現場で対応されるにあたってどういった取り組みが有効か、どういう状態からつながれたかなど、ご意見があればお聞きしたい。

■構成員

本人が問題に気づいていないことや、気づいていてもどこに相談すれば良いかわからないこと、あるいは相談しても解決につながるかわからないという思いが、相談機関につながらない要因としてあるのではないか。この会議だけでなく、様々な場面で相談機関の周知が課題として挙げられているが、相談者自身が頼ることができていない、心理的な面で知られたくない、問題解決できるイメージが持てないといった理由が一番大きいのではないか。単に周知だけの問題ではないと感じる。

また、近年どの相談機関も相談件数が減っているのではないか。周知はしても相談につながらないケースが多いのではないかと危機意識を持っている。

■司会

コンビニや行政機関のトイレなどに、相談機関の一覧が記載されたステッカーが掲示されていることがあるが、相談先は多くあっても、どのような相談が可能かが明確でないと相談しづらさを感じるのではないかと、意見をお聞きしながら思った。

■構成員

本人からではない相談が多いと感じている。本人とつながれるのは、かなり時間が経ってからである場合が多く、そもそもつながれないことも少なくない。関係者が心配して連絡を

くれることはあるが、相談機関として実際に動くには、本人から直接話を聞く必要がある。本人に連絡を取りたいと伝えても、なかなか接点を得られず、それがネックとなっている。

最近、SNSを通じた問い合わせが増えている。例えば、本人がDV被害を受けて「死にたい」と書き込んだ投稿がSNS上で拡散されると、その投稿を見た人たちから多くの問い合わせが寄せられる。それでも、当の本人とはつながることができない。危険だからという理由で、身近な人ではなく、SNS上の顔の見えない誰かに相談する傾向が強まっているのか、そのことが本人と接点を持つことの大きな妨げとなっている。結果として、本人とつながれるのは状況が深刻化してからということが多く、もどかしい。せっかくSNSで様々な情報を得られるので、それを活かして、なんとか本人とつながれる方法がないものか。

デートDVに起因する妊娠に関するケースでは、本人と比較的早期につながれるが、DV被害そのものについては、つながりにくいケースが多いのが実情である。

■司会

事務局から何かあるか。

■事務局

女性相談支援センターでも、本人につながることが最も難しいと悩んでいる。本人とつながれたとしても、本当に施設に相談に来てくれるかどうかは次の課題となる。

そのためにできることの一つは、当事者の目に触れやすい場所に啓発物を設置すること、もう一つは、周囲の人たちが心配し、声をかけられる体制を作ることであり、それが本人を呼び込む有効な方法だと考えている。

学校での予防教育も大事だが、周囲の人が「大丈夫？」と声をかけられる教育をすることが、必要な機関につなげる最良の手段ではないかと思う。

<事務局からの説明>

3. 困難な問題を抱える女性及びDV被害者への支援計画改定の方角性について（資料3）

■司会

「高知県困難な問題を抱える女性及びDV被害者への支援計画」については、今後「こうち男女共同参画プラン」と一体的に取り組んでいく方針。現在の支援計画における支援施策の体系などの項目を精査し、プランの体系図に落とし込んでいく形で検討している。

取り組みの柱や方角性、どのような内容を包含していくべきかといった点などについて皆様から様々なご意見をお伺いしたい。

なお、国においても「第6次男女共同参画基本計画」の策定に向けて、夏頃を目途に方角性を示すための会議が開催されているところ。そのため、テーマの内容等については、今後、国の動向に応じて修正が入る可能性がある。

■構成員

女性支援新法に基づく計画とDV防止法に基づく支援計画を「こうち男女共同参画プラン」と一体化するのは、計画の進捗管理をより効率化していくために必要だと思う反面、女性支援新法は今年度が施行後2年目で、今後支援調整会議などの県の支援体制の構築を図っていく重要な時期にあたるので、「こうち男女共同参画プラン」の中に含まれることで、比重が軽くなってしまわないか危惧している。今までどおりこの分野での経験や知識をお持ちの方に参画いただき、より良い支援体制の構築を図っていく必要があると思うが、県としてはどうお考えか。プランが統合されることで、困難女性支援が計画の中の一つの分野になってしまい、取り組みが相対的に縮小してしまわないか懸念している。

■事務局

女性支援新法の施行を受け、家庭・仕事・病気など、様々な困難な悩みを抱える女性の現

状を踏まえた支援が求められる。プランと一体化することで、より幅広い支援へのシフトや各施策をより大きな枠組みで捉えた進捗管理が可能と考えている。

決して施策を縮小する形ではなく、より相乗効果をもって、各取り組みを効果的に進めていきたい。

■ 構成員

重複して様々な分野で協働しながら会議をしなければならぬ課題も多いので、趣旨については理解している。

この代表者会議に参画しているメンバーが、今後も女性支援やDV被害者支援について意見を言える場があり、県の施策に自分たちの実践を反映できる場があると考えてよろしいか。

■ 事務局

はい。支援調整会議は今後もこのまま継続し、本日ご要望をいただいた実務者会議や事例検討部会等の状況も踏まえて、支援の現場の声をより活かせるような会議にしていきたい。

■ 構成員

女性支援に関しては、高知県は十分な社会資源が整っておらず、現在お集まりいただいている皆様が、社会資源の主な支援機関である。民間シェルターも数が限られており、そうした中で、関係者間がいかに問題を共有し、連携しながら、見えないニーズを掘り起こして支援につなげていくかが重要。

様々な団体の知恵を集めないと良い支援体制をつくることは難しいと思う。今後もぜひ支援調整会議を継続していただきたい。

■ 事務局

事務局からは、計画の方向性の中でどのような取り組みが考えられるかについて整理を進めている旨を説明させていただいたが、直接ご意見をお伝えしにくい部分もあるので、次回の代表者会議の前にオンライン会議を開催させていただき、実際のプランの詳細な骨子についてご確認いただければと考えているが、よろしいか。

(異議無し)

<事務局からの説明>

4. 今後のスケジュールについて (資料4)

■ 司会

本日の議事については以上になるが、ここまででご意見やご質問等があればお伺いしたい。

■ 構成員

資料1の9ページに関連する質問となるが、香南市で「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく基本計画が策定されたとのこと。また、資料の17ページで、「女性支援新法に基づく基本計画を策定している市町村数」のR7目標値を20市町村としているが、現在は香南市の1市のみである。いち早く策定できた良い事例として、他の市町村に働きかけできるのではないかと思うので、なぜ香南市で策定できたのか背景や理由を知りたい。

■ 司会

他にも取り組みを進めている市町村はあると思うが、事務局として、市町村とのヒアリン

グの中で何か共有可能な情報はあるか。

■事務局

香南市の策定の背景については詳しくお伺いできていないが、他の市町村への聞き取りでは、男女共同参画プランや困難女性及びDV被害者支援計画の一体化等、各市町村の実情に合った形で徐々に検討、準備を進めていると伺っている。今後市町村に伺う際には、進捗状況も聞き取りしながら、なるべく早く体制が整うように進めていきたい。

■構成員

資料3の「こうち男女共同参画プランの改定方針」では、改定のポイントとして、取組の方向に新たに「共働き・共育て」の県民運動の推進と意識改革、ハラスメント防止対策の促進が追加されている。

ハラスメントについては、特にパワーハラスメントが増加傾向にあると聞いている。これに関連し、「労働施策総合推進法」を改正し、カスタマーハラスメント対策の義務化を盛り込んだ改正案が国会で審議・可決されたとの情報もある。働く上で、男女ともに苦勞しているハラスメントがあるので、今回の計画の中に盛り込まれることはとてもありがたいと思う。

■事務局

ハラスメントの関係については、商工労働部と連携して取り組む必要があると考えている。

先ほどご質問があった市町村の困難女性支援計画策定状況について、今年度4月時点で宿毛市、日高村が策定している（資料未記載）。策定作業中の市町村もあると聞いているので、今後少しずつ増えていく見込み。20市町村という高い目標を掲げているのは、すでにDV被害者支援計画を策定している市町村には、併せて困難女性支援計画も策定していただきたいという思いがあるため。香南市は、男女共同参画計画と一体的にすべての計画を策定しており、計画の改定が令和6年度にあったというところで、県からも他の計画と併せて作成していただいてかまわないという説明をしてきたので、そういったことを取り入れながら早期に策定していただけたのではないかと考えている。

また、支援調整会議については、本来であれば計画の一体化についてご説明するタイミングで、代表者会議をどういった立て付けにするのかも十分にご説明するべきであった。次回までにはしっかり整理してお示ししたい。

■構成員

資料1の9ページについて、香南市・南国市・高知市の三市が女性相談支援員の配置について前向きに検討しているとのこと。できれば今年度中にいずれかの市町村で配置してほしいと思うが、具体的な見通しはあるか。

また、全市町村に困難女性支援の相談窓口が設置されたとのことだが、市町村によってどういった部署に担当者が配置されたのか。人権を扱う部署なのか、子ども家庭支援を行う部署なのか自治体によっても異なると思うが、どういった部署に配置されて女性相談支援員の設置を発展させていく見込みがあるのか。

特に、すでに計画を策定している香南市には、女性相談支援員を設置していただきたいと思う。女性支援新法の中でも重要な役割を担って女性支援の専門性を担保する人材なので、女性相談支援員の設置の見通しについて教えていただきたい。

■司会

市町村の状況について、事務局から説明をお願いします。

■事務局

窓口の設置状況については、人権の普及啓発を担当する部署と、福祉部署のいずれかが担当している自治体がおおよそ半々の割合だと思う。基本的には、もともとDV対策の窓口を担当していた部署がそのまま困難女性支援の窓口も受け持っているという認識である。

女性相談支援員については、担当課の中では配置を希望する声があるものの、全体の中で具体的にどういった役割を担い、どこに配置するのかといった点で悩んでいる市町村が多いのが現状。実務として担う部分と、窓口として対応する部分に差があるため、各市町村の考え方によると思う。特に郡部の市町村においては、相談件数が一人分の人員を専任で配置するほど多くはないと思うので、その点から配置に慎重になっているとの声も聞いている。

■司会

県としても市町村への働きかけを行っており、前回の会議では、「兼務でも良いのでは」というご意見もいただいている。こうした意見も踏まえ、市町村においても検討が進められており、どのセクションにどのように人を配置できるかという視点からの検討が中心になっているのではないかと思う。

■構成員

東京都や神奈川県では、女性相談支援員が人権啓発を担当する部門に配置されているケースと、福祉の子ども家庭支援部門や生活困窮・生活保護課に近い部門に配置されているケースの両方があると聞いている。福祉部門の方が、より生活保護や困窮者支援の観点から他機関との連携が取りやすいという意見も聞いている。

どちらの部門に配置するのが良いかは、自治体の規模や支援者の人員体制等自治体の事情によると思うので一概には言えないが、支援員を配置することで潜在的なニーズの掘り起こしにつながる面もある。最初は相談件数が少なくても、例えば高知市では人権相談やDV被害者相談が年に数件あると聞いているので、継続的な掘り起こしが重要である。引き続き、市町村への働きかけをお願いしたい。

■司会

市町村への働きかけは今年度もしていきたい。経過等のご報告もできればと思う。

■構成員

支援調整会議の立て付けについては、今後検討されるとのことだが、「こうち男女共同参画プラン」と一体化することで、計画本体の進捗管理は「こうち男女共同参画会議」において行われることとなり、構成メンバーも変わるのではないか。女性支援新法が施行されて間もないので、今後も支援に関わる関係者が取り組むべき事項について声を上げる場が必要だと思う。

また、ここで議論されている内容については、「マイナスをゼロにする部分」と「ゼロから一を生み出す部分」があり、それぞれ性質が異なるので、困難を抱える女性はその状態から脱するための施策については、支援に携わる方の視点が欠かせない。計画の一体化は非常に良いことだと思うが、しっかり声をあげられる方に今後も会議に参画いただけるようお願いしたい。

■事務局

「こうち男女共同参画プラン」の進捗管理については、条例により「こうち男女共同参画会議」で行うことと定められているため、基本的にはそちらで実施していくこととなる。

ただし、困難女性支援計画の取り組みを弱めたくはなく、本会議に参画いただいている皆様から、引き続きご意見をいただきたいという思いがある。このため、代表者会議は今後も継続し、皆様から計画に関するご意見をいただきながら、事務局においてプランに反映していくという流れを想定している。

検討段階なので明確なことは申し上げにくいですが、本会議に参画いただいている皆様には、

より現場の実情に即したご意見をいただけるものと認識している。今後も、皆様の声を反映できる場を、何らかの形でしっかりと残していきたい。

なお、支援調整会議の設置要綱については、改正を行う必要があるため、その内容について整理した上で、改めてお示ししたい。

■司会

今後、今年度の計画改定に向けて皆様にご意見をいただきたい点が多くある。ただ、会議を都度設定することは難しい場合もあるため、書面協議やオンライン開催などの方法を活用しながら、皆様からご意見をいただける場を設けたいと思っているので、ご協力をお願いしたい。

次回の会議は11月頃の開催を予定しており、10月には日程調整をさせていただく予定。